



2018年2月28日

各 位

会社名 株式会社リログループ
代表者名 代表取締役社長 中村 謙一
(コード: 8876 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 門田 康
(TEL 03-5312-8704)

自己株式立会外買付取引 (T o S T N e T - 3) による
自己株式の買付けに関するお知らせ
(会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2018年2月28日付の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款及び会社法第156条第1項に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。具体的な取得方法について下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得の方法

本日(2018年2月28日)の終値3,015円で、2018年3月1日午前8時45分の株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(T o S T N e T - 3)において買付けの委託を行います(その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。)。当該買付注文は当該取引時間限りの注文といたします。

2. 取得の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数 1,658,300株(50億円相当)
- (注) 1. 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われな可能性もあります。
- (注) 2. 取得予定株式数に相当する売付注文をもって買付けを行います。
- (注) 3. 本買付による取得株式数が、下記の2018年2月28日付の取締役会決議に基づく自己株式取得枠における取得する株式の総数の上限に満たない場合、2018年3月2日以降、2018年3月31日までの期間内において、株式会社東京証券取引所における市場買付けによる自己株式の取得を継続していく予定です。

本報道発表文は、当社の自己株式立会外買付取引(T o S T N e T - 3)による自己株式の買付けに際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において又は米国人(米国証券法に基づくレギュレーションSにおける定義によります。)に対し、米国人のために若しくは米国人の計算で同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

3. 取得結果の公表

2018年3月1日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表します。

(ご参考)

2018年2月28日付の取締役会における自己株式の取得に関する決議内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得しうる株式の総数	175万株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.16%)
株式の取得価額の総額	50億円(上限)
取得期間	2018年3月1日～2018年3月31日
取得方法	株式会社東京証券取引所における市場買付け

以 上

本報道発表文は、当社の自己株式立会外買付け取引(TOSTNET-3)による自己株式の買付けに際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において又は米国人(米国証券法に基づくレギュレーションSにおける定義によります。)に対し、米国人のために若しくは米国人の計算で同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。